

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第37号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）の施行により老人福祉法及び社会福祉法の一部が改正され、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該基準を定めることとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第37号

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法第17条第1項及び社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法及び社会福祉法において使用する用語の例による。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第3条 養護老人ホーム等は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 養護老人ホーム等の施設の長及び養護老人ホーム等の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該施設の長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。

2 養護老人ホーム等は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第5条 養護老人ホーム等は、入所者の処遇の状況等の記録(次の各号に掲げる施設にあっては、当該各号に掲げる記録をいう。)については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 養護老人ホーム 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム基準省令」という。)第9条第2項各号に掲げる記録

(2) 特別養護老人ホーム 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準省令」という。）第9条第2項各号（特別養護老人ホーム基準省令第42条，第59条及び第63条において準用する場合を含む。）に掲げる記録

(3) 軽費老人ホーム 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム基準省令」という。）第9条第2項各号（軽費老人ホーム基準省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）に掲げる記録

（ユニット型特別養護老人ホーム等の居室の床面積等）

第6条 特別養護老人ホーム基準省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム基準省令第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームの居室1室当たりの床面積等の基準は，次に掲げるとおりとする。

(1) 13.2平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上，居室の定員を2人とする必要があると認められる場合にあっては，21.3平方メートル以上）とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず，ユニットに属さない居室を改修して整備した居室（入居者同士の視線の遮断の確保ができている場合にあっては，居室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）については，10.65平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上，居室の定員を2人とする必要があると認められる場合にあっては，21.3平方メートル以上）とすること。

（その他の基準）

第7条 第3条から第5条までに定めるもののほか，老人福祉法第17条第1項の規定に基づき条例で定める養護老人ホームの設備及び運営の基準は，養護老人ホーム基準省令に定める基準（第5条第1号に規定する記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

2 第3条から前条までに定めるもののほか，老人福祉法第17条第1項の規定に基づき条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は，特別養護老人ホーム基準省令に定める基準（第5条第2号に規定する記録の保存期間に係る基準並びに特別養護老人ホーム基準省令第35条第4項及び第61条第4項に定める一の居室の床面積等に係る基準を除く。）とする。

3 第3条から第5条までに定めるもののほか，社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営の基準は，軽費老人ホーム基準省令に定

める基準（第5条第3号に規定する記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条に規定する記録であって、平成23年3月31日までに完結したものについては、同条の規定にかかわらず、その保存期間は2年間とする。

（関係省令の規定の引用に関する経過措置）

3 第7条の規定の適用に関する経過措置は、養護老人ホーム基準省令、特別養護老人ホーム基準省令及び軽費老人ホーム基準省令（以下「関係省令」という。）並びに関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（検討）

4 本市は、第7条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組みなければならない。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）